

河南町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
河南町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	河南町の人口動態等の現状	5
2	保育サービス等の現状	11
3	アンケートから見られる現状	13

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	25
2	基本的な視点	26
3	基本目標	27
4	施策の体系	28

第4章 施策の展開

基本目標1	子どもが健やかに育つ環境づくり	30
基本目標2	子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり	39
基本目標3	子育てにやさしい環境づくり	42

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	48
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	49
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに 提供体制の確保の内容及びその実施時期	52
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び その実施時期	56
5	幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制 の確保	70

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	71
2	国・府等との連携	71

資料編

1	策定経過	72
2	河南町子ども・子育て会議規則	73
3	河南町子ども・子育て会議委員名簿	75
4	用語解説（50音順）	76

1 計画策定の背景

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

さらに、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このように、子育て家庭をめぐる環境が変化するなか、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

河南町（以下「本町」と言う。）では、平成22年3月に策定した「河南町次世代育成支援行動計画（後期）」に基づき、延長保育や病後児保育、障がい児保育など、保護者の多様な保育ニーズの充実や子育てセンターを中核とした、子育て中の親子の交流支援など、子どもを安心して産み、育てることのできるまちづくりに取り組んできました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。



2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本町では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

3 計画の位置づけ

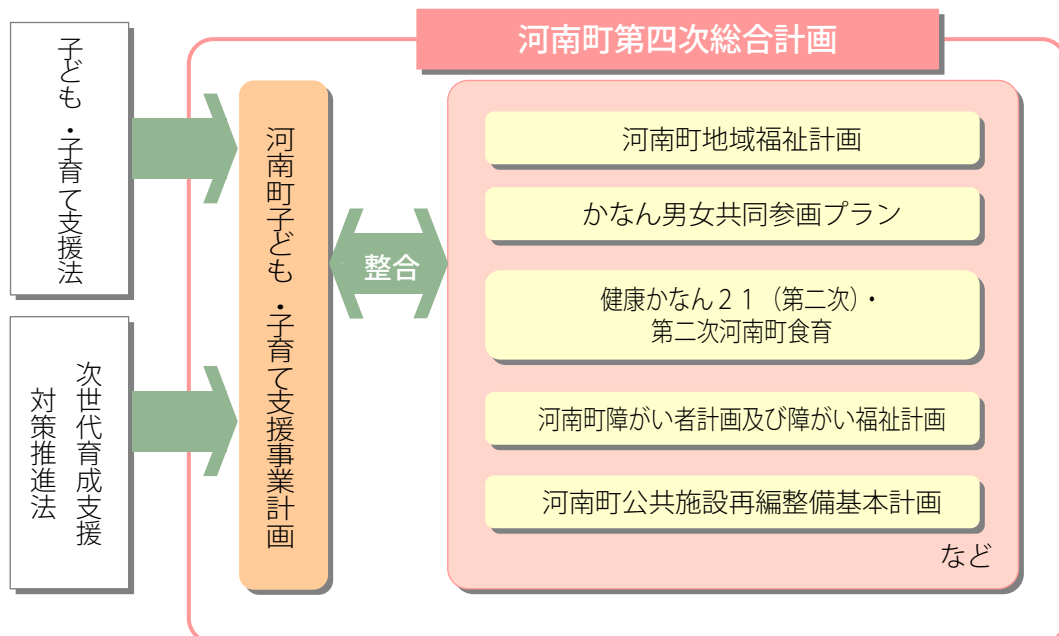
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく河南町次世代育成支援行動計画（後期）を継承しながら、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、河南町第四次総合計画、河南町地域福祉計画、かなん男女共同参画プラン、健康かなん21（第二次）・第二次河南町食育推進計画、河南町障がい者計画及び障がい福祉計画、河南町公共施設再編整備基本計画をはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】

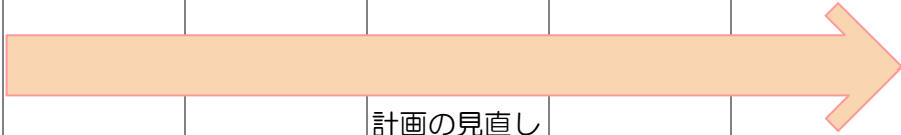


4 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					
			計画の見直し		

5 計画策定体制と経過

(1) 町民ニーズ調査の実施

計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映するため、0～5歳の就学前児童の保護者を対象として、「河南町子ども・子育て支援のためのアンケート調査」を実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による町民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「河南町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を役場などの窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

1 河南町の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

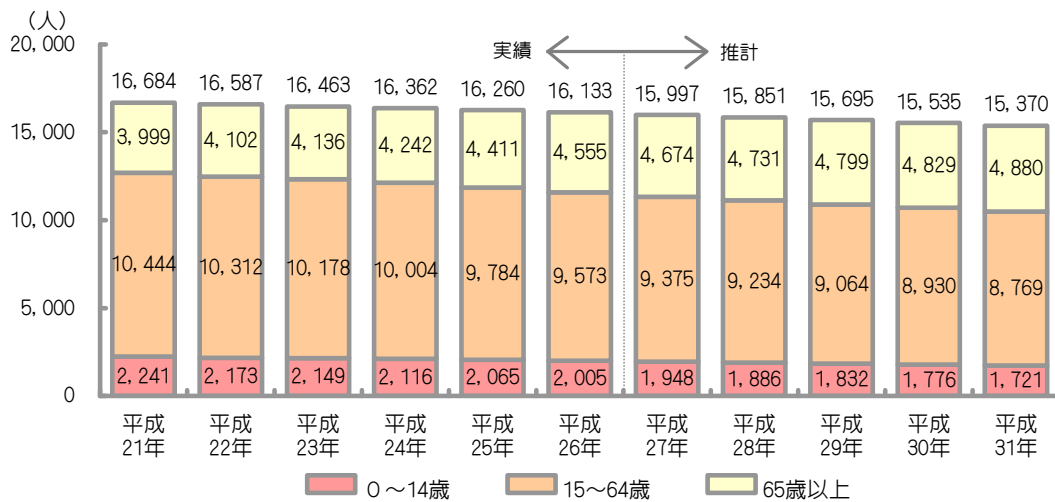
本町の人口は徐々に減少しており、平成 26 年3月末現在で 16,133 人と、平成 21 年に比べ 551 人減少しています。



今後の人口推計をみても減少傾向が続くとされ、平成 31 年には平成 26 年よりも約 750 人減少すると予想されています。

年齢3区分別の割合をみると、65 歳以上の占める割合は年々高くなっているのに対し、年少人口は漸減しており、本町でも少子高齢化が進んでいることが伺えます。

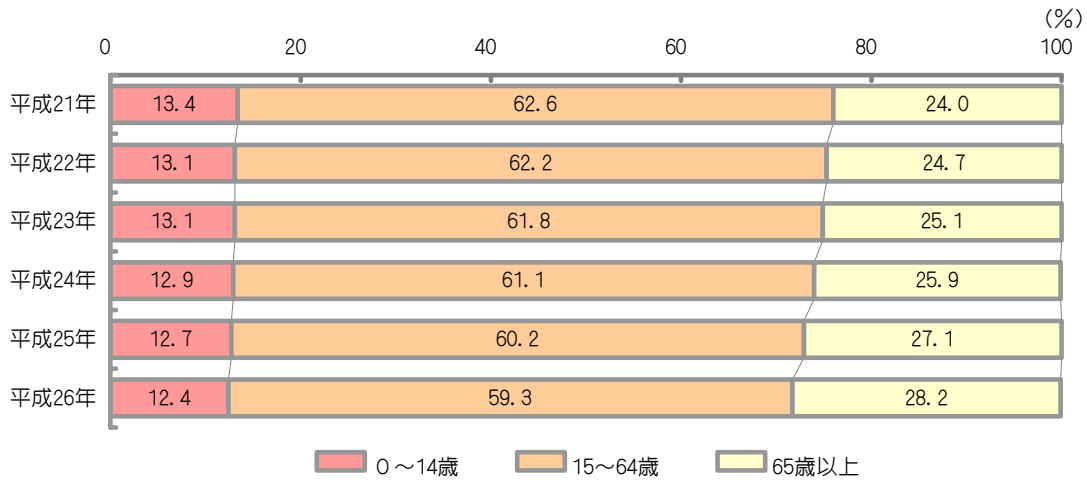
【 人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在 平成 21～平成 24 は外国人人口を加味）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

【 年齢3区分別人口構成の推移 】



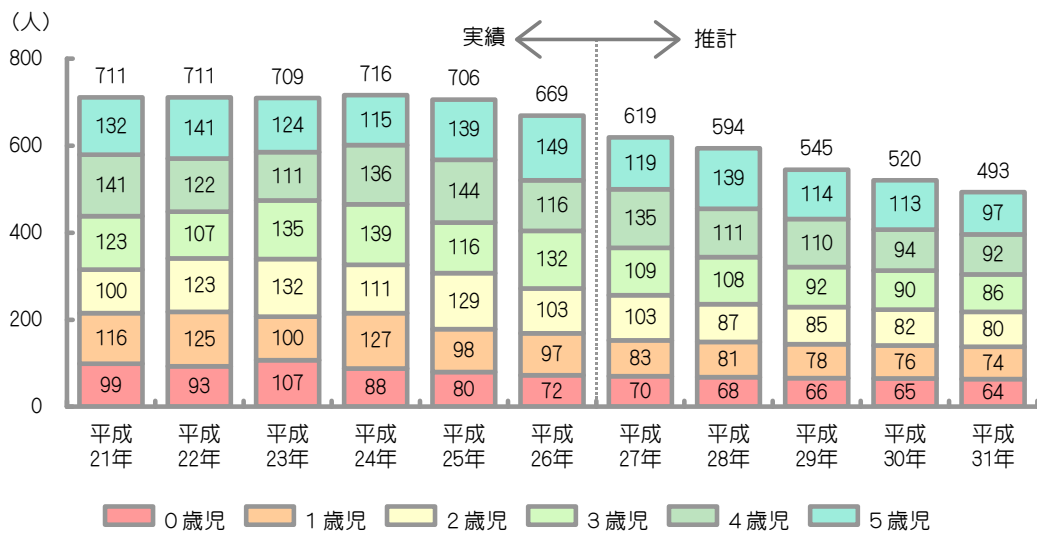
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）

(2) 子どもの人口の推移と推計

本町の子ども（0歳児～5歳児）の人口の推移と推計をみると、平成25年までは横ばいで推移していたものの、平成26年に大きく減少し、669人となっています。

平成27年以降の人口推計をみても、急激に減少することが予想され、平成31年には493人と、平成26年からの5年間で約26%減少するとされています。

【 子どもの人口の推移と推計 】

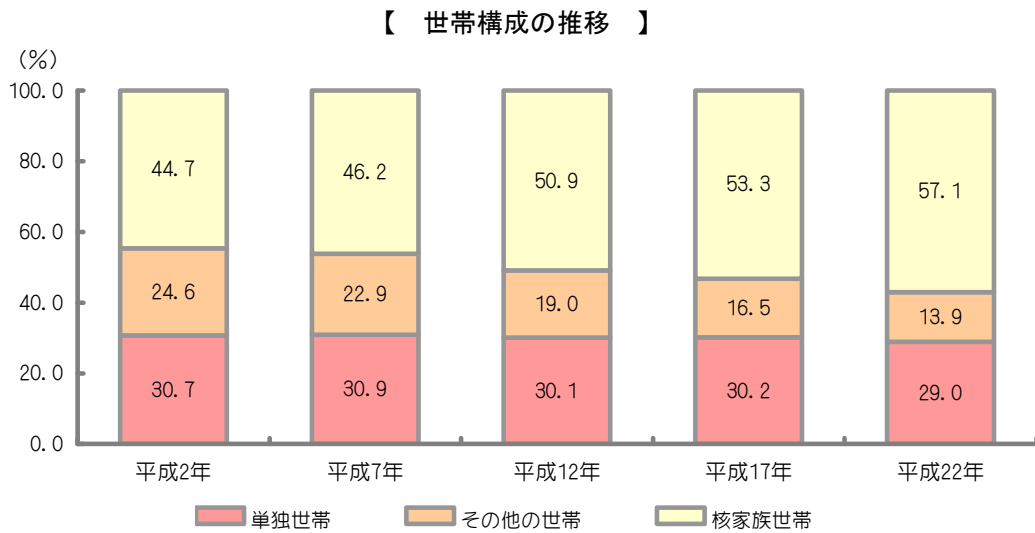


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

(3) 世帯構成の状況

本町の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高い状況が続いているとともに、その割合は増加しており、平成22年には約6割が核家族世帯となっています。



資料：国勢調査

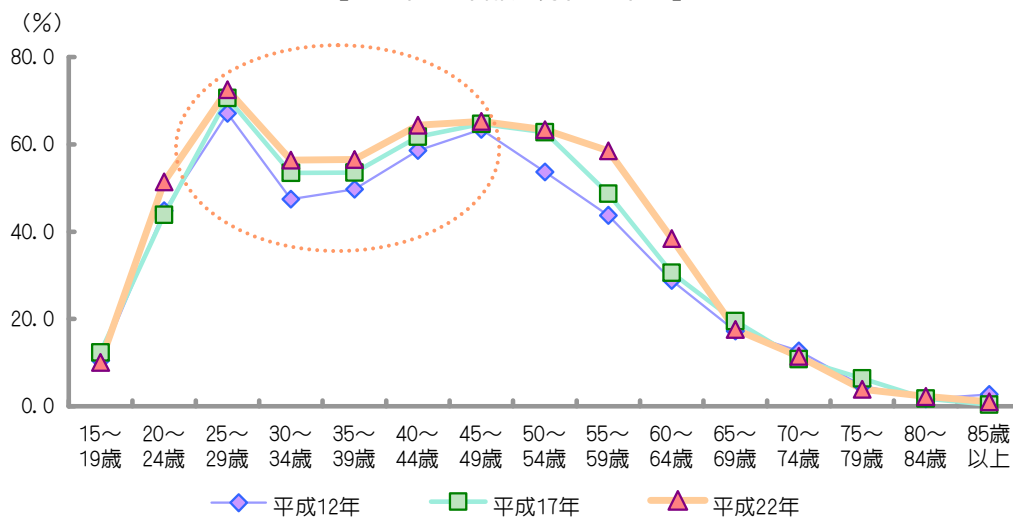
(4) 女性の労働状況

① 女性の労働力率

本町の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。また、50歳代の労働力率が平成12年以降、特に上昇しているのがみられます。

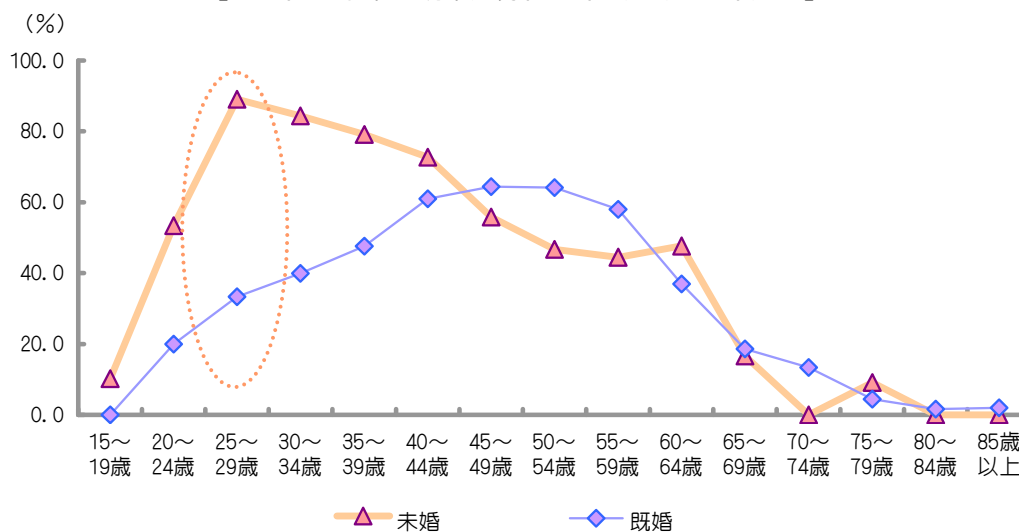
未婚・既婚別に女性の労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳代から30歳代で、30ポイント以上労働力率が高くなっており、特に25～29歳では55.8ポイントの差となっています。また、既婚の50歳代では、未婚より既婚の労働力率が10ポイント以上高くなっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

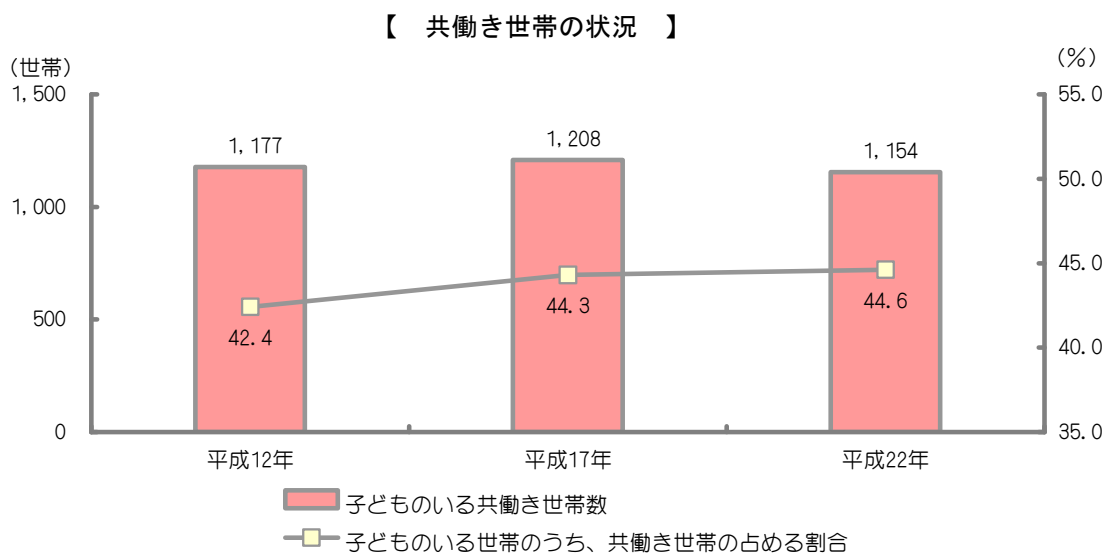


資料：国勢調査

② 共働き世帯の状況

本町の共働き世帯の状況を見ると、子どものいる共働き世帯数は横ばいで、平成22年現在で1,154世帯となっています。

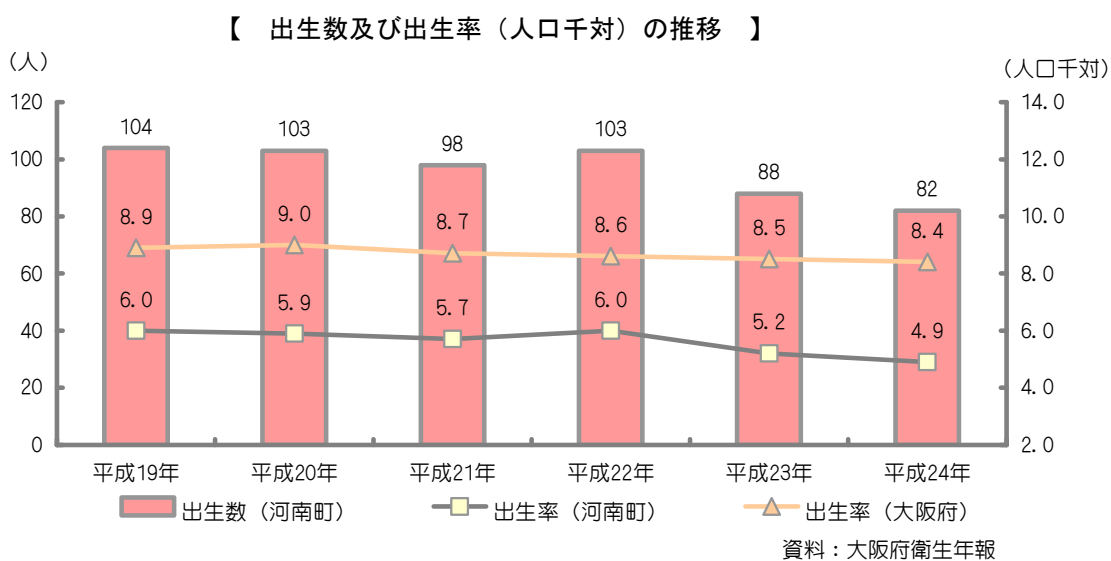
また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合はわずかに上昇しており、平成22年には44.6%となっています。



(5) 出生の動向

① 出生数及び出生率

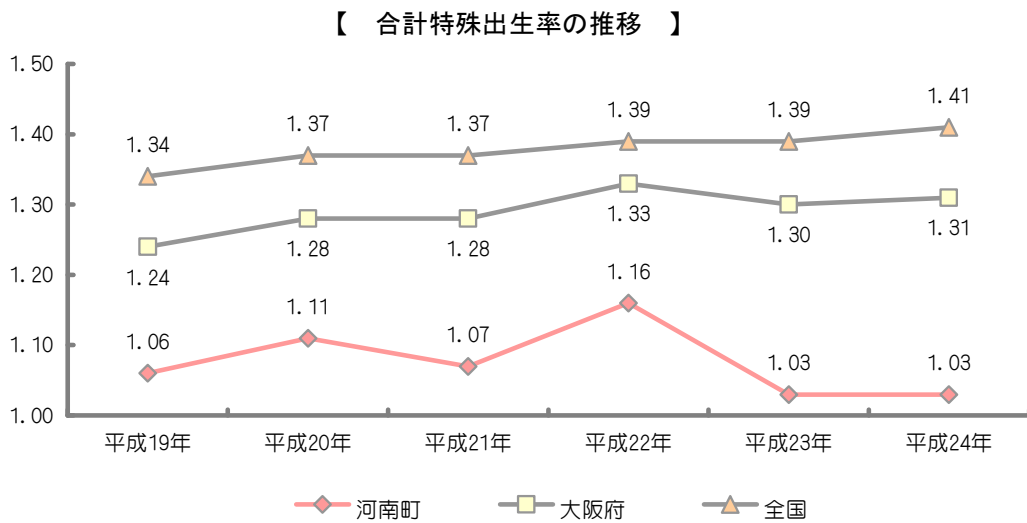
本町の出生数及び出生率の推移を見ると、出生数は横ばいから平成22年以降、年々減少しています。出生率は、各年で大阪府の出生率を下回って推移しています。



② 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

本町の合計特殊出生率は、国や大阪府よりも低く、平成24年には1.03となっています。



資料：住民生活課、人口動態統計

2 保育サービス等の現状

(1) 保育所・幼稚園入所状況

保育所・幼稚園入所状況をみると、平成 24 年度以降保育所の入所数は増加しています。

【 保育所・幼稚園入所状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所	145 人	140 人	138 人	205 人	228 人
幼稚園	147 人	139 人	133 人	129 人	135 人

資料：こども 1 ばん課

(2) 特別保育の実施状況

① 延長保育

延長保育の利用状況をみると、月平均利用人員で平成 24 年度は突出していますが、約 70 人となっています。

【 延長保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 園	1 園	1 園	2 園	2 園
月平均利用人員	—	78 人	54 人	113 人	70 人

※平成 21 年度はデータなし

資料：こども 1 ばん課

② 乳児保育

乳児保育の利用状況をみると、どの年齢も平成 24 年度で増加しています。

【 乳児保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 園	1 園	1 園	2 園	2 園
0 歳	13 人	11 人	13 人	17 人	15 人
1 歳	19 人	20 人	20 人	33 人	33 人
2 歳	24 人	24 人	24 人	43 人	40 人

資料：こども 1 ばん課

③ 病児・病後児保育

病児・病後児保育の利用状況をみると、病後児保育の月平均利用人員で約5人となっています。

【 病児・病後児保育の利用状況 】

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
病後児保育	実施園数	—	—	—	1 園	1 園
	月平均利用人員	—	—	—	5 人	6 人

資料：こども1ばん課

(3) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブ等の状況

放課後児童クラブ利用状況の推移をみると、約100人となっています。

【 放課後児童クラブ利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	5 クラブ	5 クラブ	4 クラブ	4 クラブ	4 クラブ
月平均利用人員	109 人	96 人	100 人	96 人	94 人

資料：こども1ばん課

② 放課後児童クラブの定員数及び入所者数

放課後児童クラブの入所者数の推移をみると、減少傾向がみられます。

【 放課後児童クラブの定員数及び入所者数の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員	188 人	188 人	153 人	153 人	153 人
入所者数	115 人	101 人	103 人	95 人	98 人

資料：こども1ばん課

3 アンケートから見られる現状

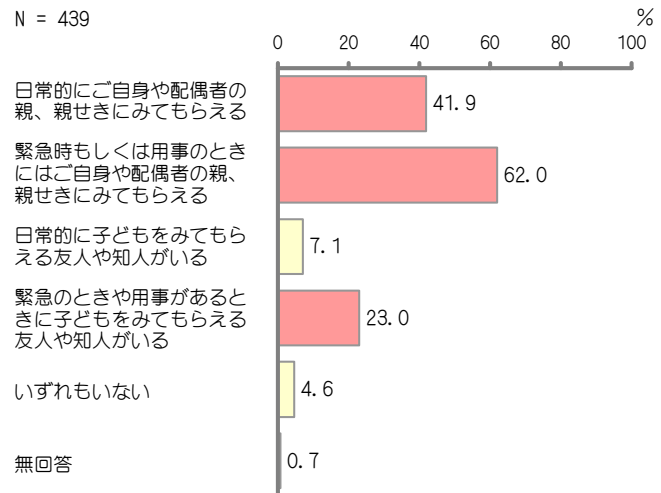
(1) お子さんをご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事のあるときはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が62.0%と最も高く、次いで「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が41.9%、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」の割合が23.0%となっています。

【就学前児童調査】

N = 439

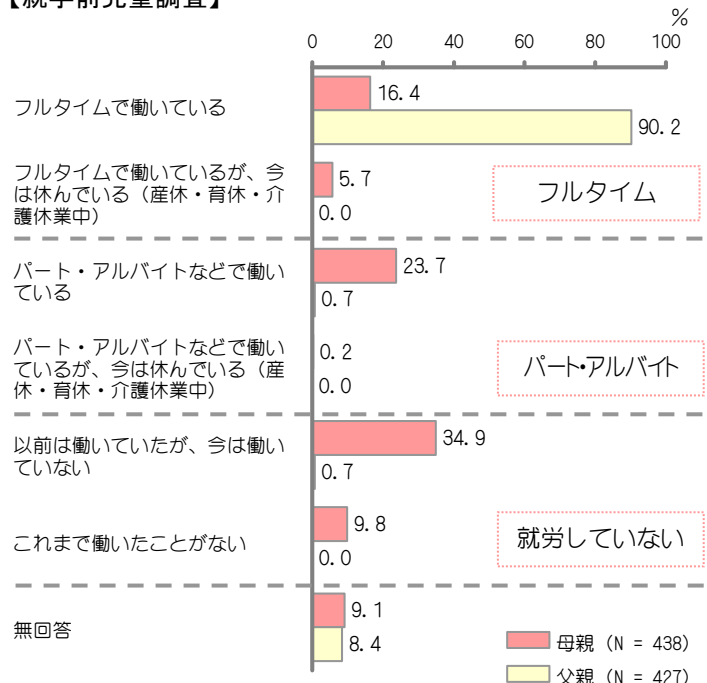


② 母親と父親の就労状況

母親では、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が34.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が23.7%、「フルタイムで働いている」の割合が16.4%となっています。

父親では、「フルタイムで働いている」の割合が90.2%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】



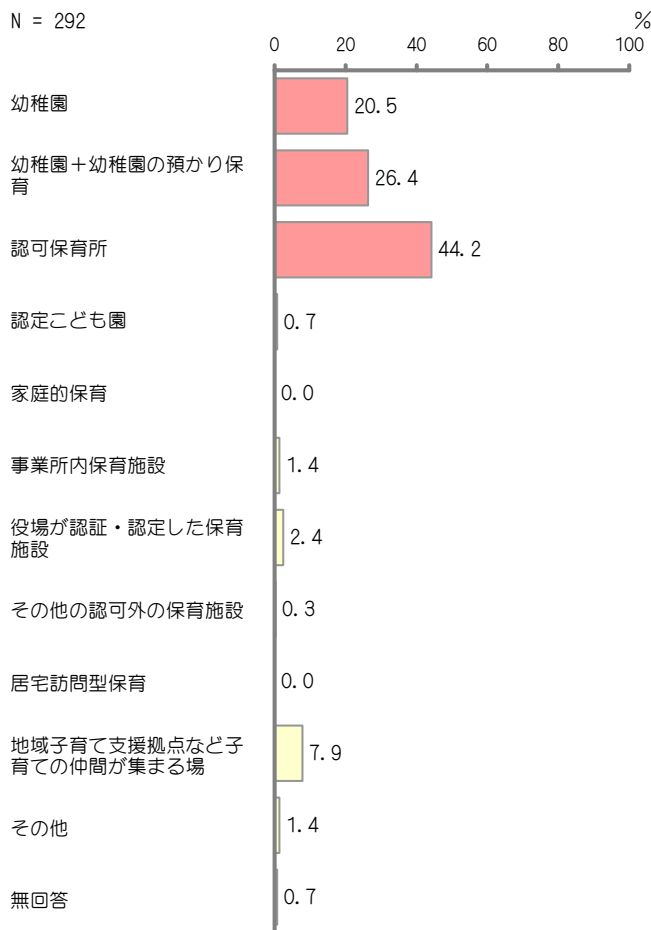
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●●●

① 平日利用している教育・保育事業

- 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で66.5%となっています。
- その内訳は、「認可保育所」の割合が44.2%と最も高く、次いで「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が26.4%、「幼稚園」の割合が20.5%となっています。

【就学前児童調査】

N = 292

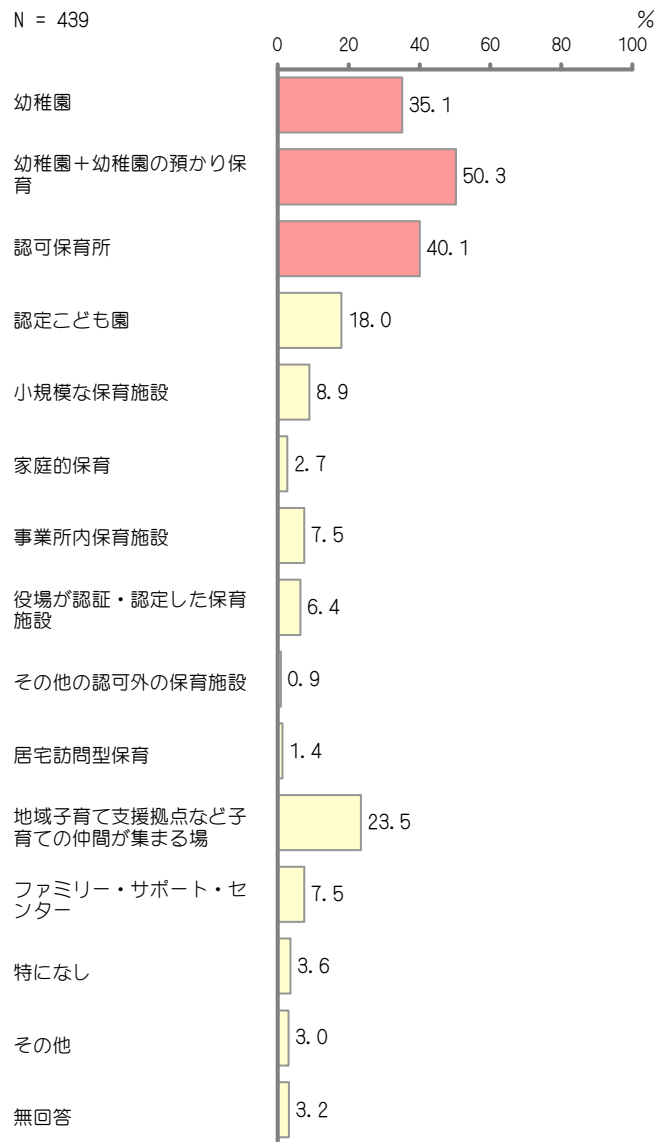


② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が50.3%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が40.1%、「幼稚園」の割合が35.1%となっています。

【就学前児童調査】

N = 439



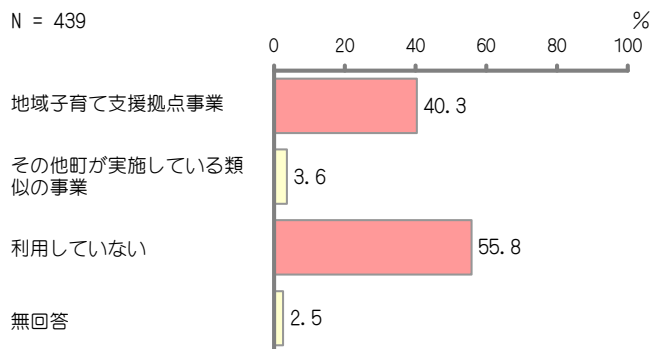
(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業を「利用していない」の割合が55.8%、「地域子育て支援拠点事業」を利用している人の割合が40.3%となっています。

【就学前児童調査】

N = 439

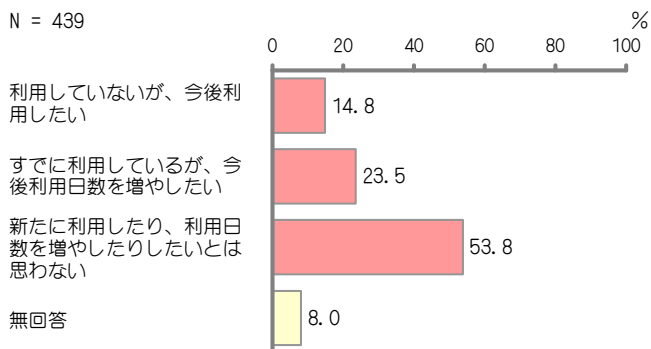


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が53.8%と最も高く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が23.5%、「利用していないが、今後利用したい」の割合が14.8%となっています。

【就学前児童調査】

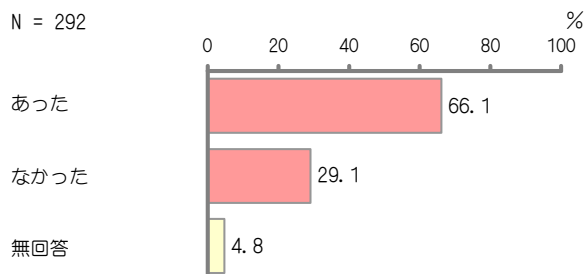
N = 439



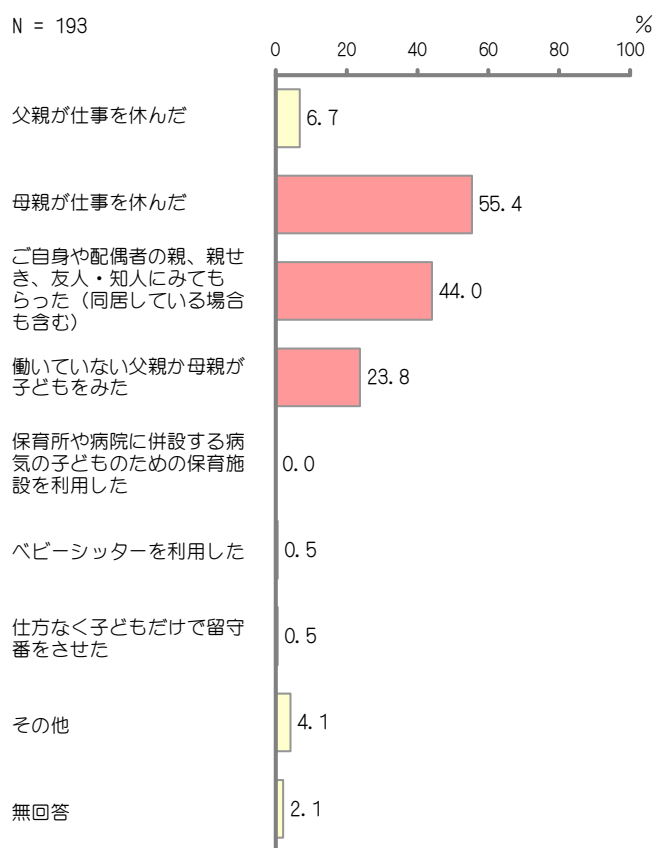
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



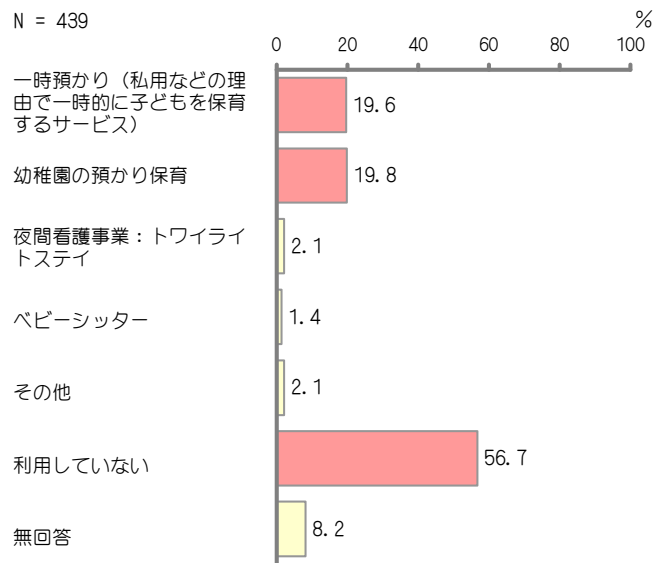
- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」の割合が66.1%、「なかった」の割合が29.1%となっています。
- 対処方法として、「母親が仕事を休んだ」の割合が55.4%と最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった (同居している場合も含む)」の割合が44.0%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」の割合が23.8%となっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が56.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が19.8%、「一時預かり（私用などの理由で一時的に子どもを保育するサービス）」の割合が19.6%となっています。

【就学前児童調査】

N = 439



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について ●●●●●●●●●●

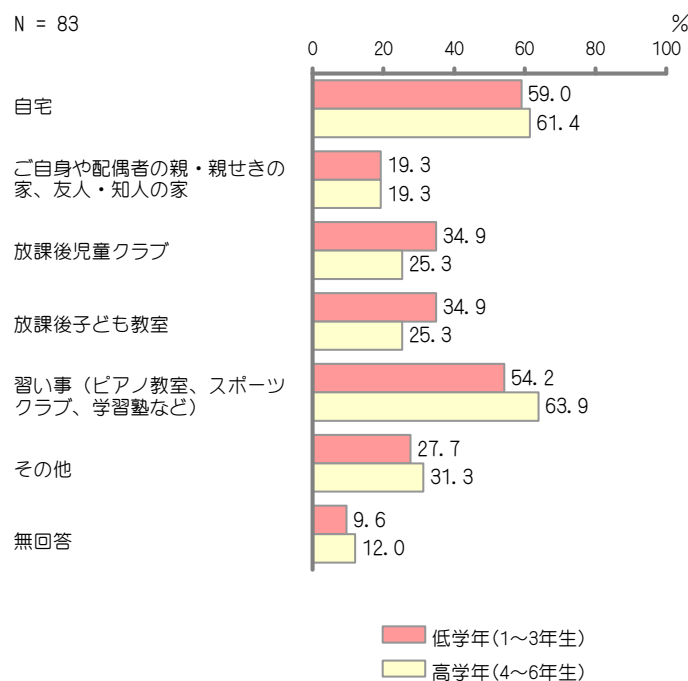
① 就学前児童（5歳）の保護者の小学校にあがってからの希望

- お子さん（5歳）について、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年（1～3年生）では、「自宅」の割合が59.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が54.2%、「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の割合が34.9%となっています。

- 高学年（4～6年生）では、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が63.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が61.4%、「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の割合が25.3%となっています。

【就学前児童調査】

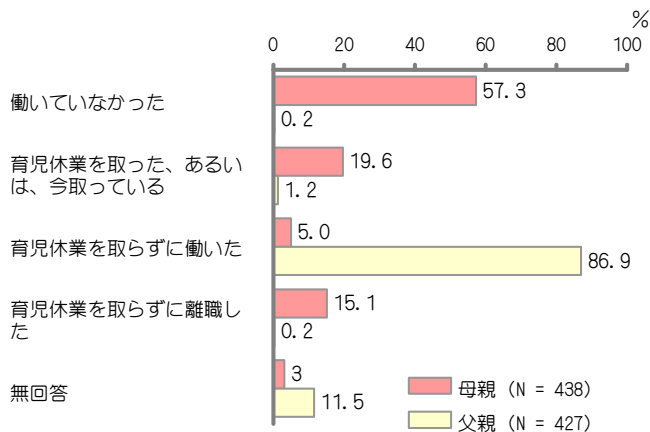
N = 83



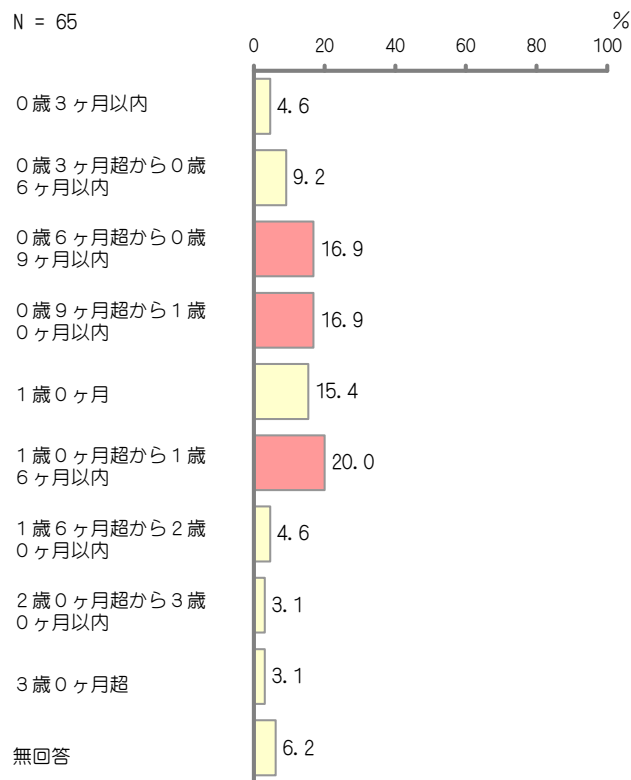
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間（職場復帰時の子どもの年齢）

【就学前児童調査】



【就学前児童調査 母親】



- 育児休業を取った、あるいは、今取っているで母親は 19.6%、父親は 1.2%となっています。
- 母親の取得日数では、「1歳0ヶ月超から1歳6ヶ月以内」の割合が 20.0%と最も高く、次いで「0歳6ヶ月超から0歳9ヶ月以内」、「0歳9ヶ月超から1歳0ヶ月以内」の割合が 16.9%となっています。

② 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：％

件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	出産後すぐに仕事に復帰したかった	仕事に戻るのが難しかった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため	職場に育児休業の制度がなかった	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取れることを知らなかった	産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らなかった	その他	無回答	
母親	22	18.2	31.8	4.5	-	-	4.5	9.1	-	-	-	4.5	-	-	22.7	27.3	
父親	371	33.4	35.0	0.3	6.7	6.7	28.6	0.3	11.9	35.0	1.1	18.3	0.5	0.8	-	4.6	14.0

- 育児休業を取得していない方の理由は母親で、「仕事が忙しかった」の割合が31.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が18.2%となっています。
- 父親では、「仕事が忙しかった」、「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が35.0%と最も高く、次いで、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が33.4%となっています。

(7) 子育て全般について

① 子育てで不安や負担と感ずること

単位：％

	件数	病気や発育・発達に関する事	食事や栄養に関する事	育児の方法がよくわからない事	子どもとの接し方に自信が持てない事	子どもと過ごす時間が十分に取れない事	子どもの教育に関する事	子どもの友だちつきあい（いじめ等を含む）に関する事	登所・登園拒否、不登校などの問題	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない事	配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わない事	自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見る目が気になる事	子育てに関して話し相手や相談相手がない事	仕事や自分のやりたいことが十分できない事	配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない事	子どもを叱りすぎているような気がする事	子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない事	子育てのストレスなどから、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまう事	子どもを叱りすぎているような気がする事	子育てによる身体の疲れが大きい事	子育てで出費がかさむ事	住居が狭い事	その他	特になし	無回答
就学前児童	439	33.7	29.6	6.2	15.3	15.3	33.3	28.2	2.7	8.9	7.3	5.0	2.1	26.4	4.6	36.9	6.4	3.2	17.3	36.2	6.2	4.3	9.3	3.0	

② 子育てで必要な支援・対策

単位：％

	件数	地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	訪問型の支援サービスの充実	健やかな妊娠・出産に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	支援を要する子どもに対する支援	その他	無回答
就学前児童	439	34.6	28.2	8.9	25.3	1.4	12.8	36.9	31.7	25.1	25.5	5.0	1.6	12.8

- ・子育てに関して、不安や負担などを感じることにについては、「子どもを叱りすぎているような気がする事」の割合が36.9%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむ事」の割合が36.2%、「病気や発育・発達に関する事」の割合が33.7%となっています。
- ・子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについては、「子どもの教育環境」の割合が36.9%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」の割合が34.6%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が31.7%となっています。

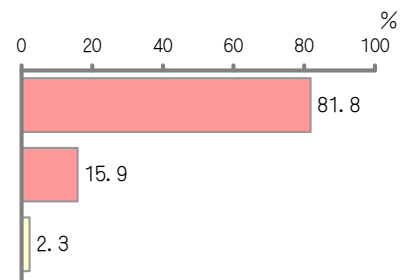
③ 自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるか

- 自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるかについては、「感じる」の割合が 81.8%、「感じない」の割合が 15.9%となっています。

【就学前児童調査】

N = 439

感じる
感じない
無回答



1 基本理念

本町の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。



みどりのなか、子育てと、 子どもの笑顔をつなぐまち

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、それを取り巻く行政・地域全体がともに絆を育み、協働して子育てに取り組むことによって、時代を担う子どもの健全育成を図ることができ、ひいてはまちの成長につながります。

本町の総合計画「緑（みどり）、絆（きずな）、継（つなぐ）」の理念の視点を踏まえ、河南町次世代育成支援行動計画後期計画（後期）の基本理念『みどりのなか、子育てと、子どもの笑顔をつなぐまち』を引き続き本計画の基本理念として掲げ、豊かな自然の中、子どもたちの元気な声と笑顔があふれ、子育てしやすいまちづくりの実現を目指していきます。

2 基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行い、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、次の3つを基本的な視点として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を通じた取り組みを行っていきます。

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 親（保護者）としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。そのために、保護者としての自覚と責任と誇りを高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域で子育てを支援する視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

基本理念を実現するために、次の3項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しを持てるようにします。

家庭は子どもにとって生活拠点であり、成長のための大切な場所となります。妊娠、出産、乳幼児期における母子の健康を確保し、すこしでも子育て家庭の負担が軽減できるよう取り組みを推進します。

基本目標2 子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり

子育て家庭やその保護者が抱える不安や負担が、児童虐待につながる要因のひとつであることが指摘されています。それらの不安や悩みを解決する場や、機会をつくることが重要です。保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられるよう、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

また、ひとり親家庭や障がいを持った子どもといった配慮が必要な子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実し、安心して地域で生活できる取り組みを進めます。

基本目標3 子育てにやさしい環境づくり

子どもは社会を構成する一員であり、心身ともに健やかに育むためには、家庭はもちろんのこと、地域・企業・行政をはじめ、社会全体がそれぞれの立場における機能を発揮して、その責任を担いながら子育てを支えていくことが重要となります。

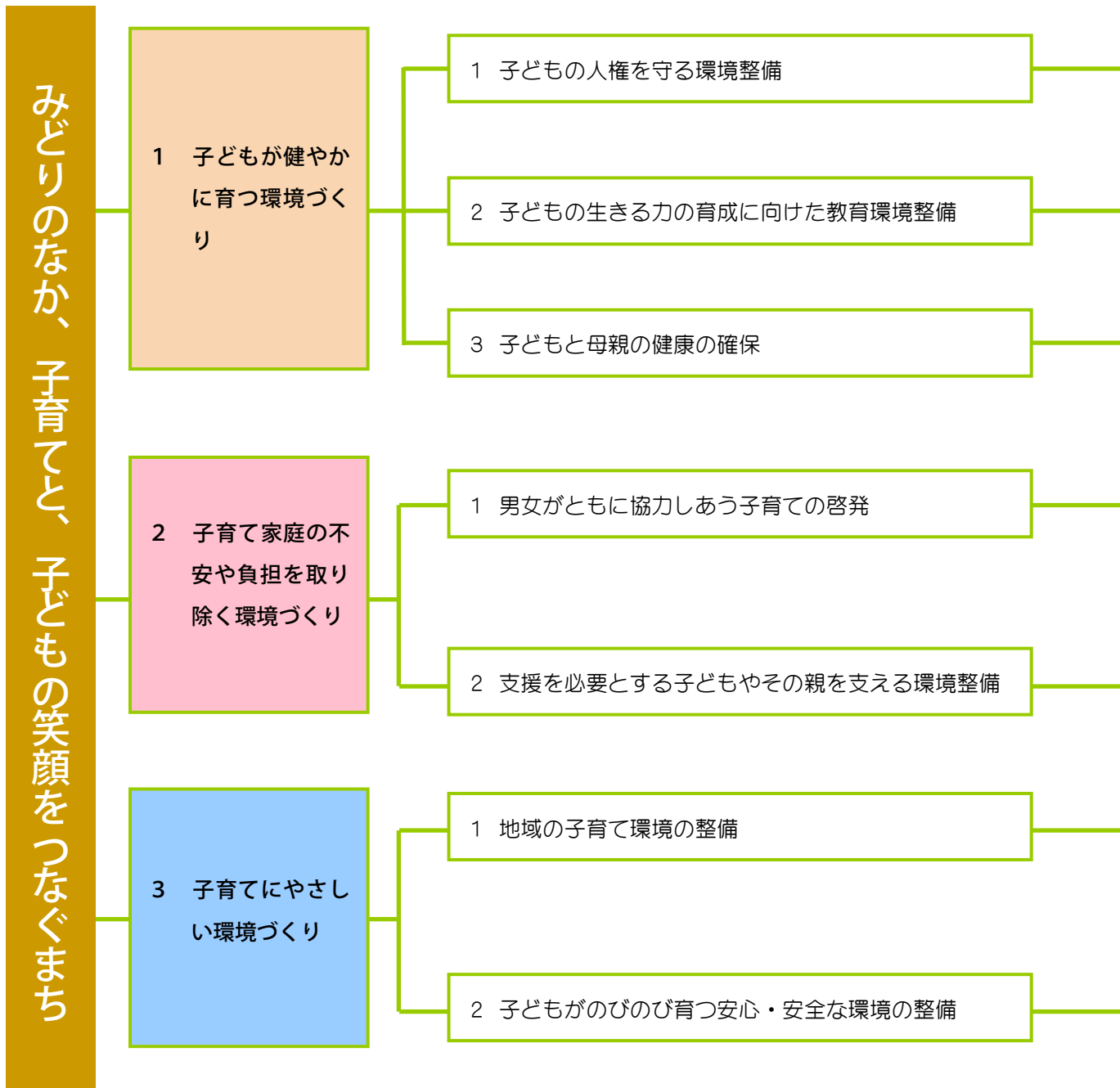
地域の中で子どもや子育て家庭が安全・安心に生活することができるよう、環境を整備することが求められています。子どもの笑顔がたくさんあふれ、子育て家庭の保護者に「河南町で子育てをしてよかった」と思ってもらえるような、子育てにやさしい地域環境づくりを推進します。

4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



【基本施策】

基本施策 1 人権尊重意識の醸成
基本施策 2 関係機関連携による児童虐待防止対策の充実
基本施策 3 相談体制の充実

基本施策 1 次代の親の育成
基本施策 2 幼児、児童教育の充実及び環境整備
基本施策 3 保育所・幼稚園・小学校の連携
基本施策 4 家庭や地域の教育力の向上

基本施策 1 母子の健康維持、増進
基本施策 2 食育の推進
基本施策 3 思春期保健対策の充実
基本施策 4 小児保健医療対策の充実

基本施策 1 多様な働き方や働き方の見直し
基本施策 2 仕事と子育ての両立の推進

基本施策 1 ひとり親家庭などの自立支援の充実
基本施策 2 障がいのある子どもの支援体制の充実
基本施策 3 生活困窮家庭への支援

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実
基本施策 2 子育てに関する情報提供の充実
基本施策 3 多様な保育サービスの充実
基本施策 4 子どもの居場所づくりの推進
基本施策 5 子育て支援のネットワークづくり

基本施策 1 子どもの安全の確保
基本施策 2 子育てに配慮した地域環境の整備経済的負担の軽減

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

施策の方向（1）子どもの人権を守る環境整備



児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

① 人権尊重意識の醸成

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	CAP プログラム事業	CAPとはChild Assault Prevention(子どもへの暴力防止)からとられ、子どももおとなも自分と他者の人権の重さと大切さを知ることにより、いじめや虐待などの暴力をゆるさない社会をつくるための教育プログラムで、平成10年度から町立小学校の3年生もしくは4年生とその保護者、平成19年度からは町立中学校の1年生を対象に事業を実施しています。	継続	教育課

② 関係機関連携による児童虐待防止対策の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育てネットワーク事業 「虐待問題を検討する部会」(子育てネットワーク・河南) 要保護児童対策地域協議会	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「虐待問題を検討する部会」としています。 定期的に行われるこの部会では、虐待防止のために必要な事業の連携、調整を行い、虐待の個別ケースについては、各関係機関で相談を受け情報を集約し、虐待問題個別対応会議で検討を行っています。	継続	こども1ばん課
2	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカー(SSWS)活用事業では、非行、暴力など児童生徒の問題行動やその萌芽に対し、SSWSの知識と経験を活用して適切な対応をとり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行っています。	継続	教育課
3	心理士による巡回相談事業	心理士が幼稚園・保育園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・保護者・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、保護者面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きもを行っています。	継続	こども1ばん課

③ 相談体制の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	児童家庭相談援助	児童家庭相談とは、すべての子どもが健全に育ち、もてる力を最大限に発揮して生きていけるように、子ども及びその家族などの相談に応じ、適切な支援を提供する活動をいいます。育児不安など様々な相談に対する要望が増大する中、町民に身近な相談窓口として、各関係機関との連携をとりながら対応を行っています。	継続	こども1ばん課
2	子育て相談（子育てセンター事業）	電話や子育てセンターでの面談により、子育てなどについて相談を行っています。必要に応じて保健師や栄養士の紹介や、児童家庭相談援助との連携をとるなどといった対応を行っています。	継続	こども1ばん課
3	スクールカウンセラー配置事業	いじめや不登校など児童生徒の問題行動などに対し、対応策の一環として、児童生徒の心の悩みに対し、臨床心理士がカウンセリングを行っています。	継続	教育課
4	進路選択・教育相談事業	進路選択事業では、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめたり（進学後に）中退したりすることのないように、奨学金相談や進学後の継続相談さらには自主活動や学習機会等の情報提供を行い、すべての子どもがその夢や希望を実現できるように支援しています。また、教育相談事業では、幼稚園、小学校、中学校における様々な課題（いじめ、不登校、虐待など）に関する子ども、保護者、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課

施策の方向（２）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本町の特徴を生かした教育を推進します。

また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、地域子育て支援拠点等で、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、次代の親の育成を積極的に進めます。

① 次代の親の育成

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	進路選択・教育相談事業【再掲】	進路選択事業では、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめたり（進学後に）中退したりすることのないように、奨学金相談や進学後の継続相談さらには自主活動や学習機会等の情報提供を行い、すべての子どもがその夢や希望を実現できるように支援しています。また、教育相談事業では、幼稚園、小学校、中学校における様々な課題（いじめ、不登校、虐待など）に関する子ども、保護者、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課
2	地域就労支援事業	厳しい雇用情勢のもと、就職困難者が増加しています。「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや、インターネットによる求人情報検索が行える場の提供などを行っています。	継続	環境・まちづくり推進課

② 幼児、児童教育の充実及び環境整備

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	家庭地域文庫	中央公民館と大宝公民館の2ヶ所に図書室を設けていますが、そこまで一人では行けない低年齢の子どもにとって、地域民営文庫の果たす役割は、たいへん大きいものがあります。 図書の購入費用を助成するなど、その育成に力を注いでいます。	継続	教育課
2	放課後子ども教室推進事業	学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業で、宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。また、平成21年度からは、各小学校において、学習指導を目的とした「まなびやキッズ」事業を実施しています。	継続	教育課
3	ブックスタート事業	4か月児健診の際、乳児とその保護者にメッセージを添えて絵本の手渡しを行っています。	継続	教育課
4	絵本読み聞かせ「おはなし会」	子育てセンター事業「しゅっぱぽぽ☆くらぶ」で、参加児童に対し絵本の読み聞かせを行っています。	継続	こども1ばん課
5	英語子育て支援事業	町立幼稚園・保育園に外国人英語教師を派遣し、4・5歳児を対象に月2回英語活動を行っています。	継続	こども1ばん課
6	心理士による巡回相談事業 【再掲】	心理士が幼稚園・保育園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・保護者・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、保護者面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きもを行っています。	継続	こども1ばん課
7	元気いっぱい！未来へジャンプ事業 (子どもの体力向上)	幼稚園・保育園での体力測定結果から抽出された課題に対応する運動を通じて園児の体力向上、健やかな体作りを行います。様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育み、生涯にわたって健康を維持し積極的に活動に取り組み、豊かな人生を送るための基盤づくりを行います。	新規	かなん幼稚園・河内幼稚園・中央保育園

③ 家庭や地域の教育力の向上

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	家庭地域文庫 【再掲】	中央公民館と大宝公民館の2ヶ所に図書室を設けていますが、そこまで一人では行けない低年齢の子どもにとって、地域民営文庫の果たす役割は、たいへん大きいものがあります。 図書の購入費用を助成するなど、その育成に力を注いでいます。	継続	教育課
2	子育て支援事業「つくしっ子広場」	家庭や地域での「子育て機能」の低下が見られる中、地域における子育て支援の一環として、保育園で移動動物園や音楽鑑賞会など、親子で楽しめる催しを行うとともに、乳幼児の保育に関する相談や助言を行っています。	継続	中央保育園

施策の方向（３）子どもと母親の健康の確保

安心して出産・子育てができるよう、健康診査、健康相談等の母子保健事業を充実させ、きめ細かく実施していくとともに、親子の心身両面から健康の確保を図ります。

また、次代の親となる青少年の心身を健やかに育てるための思春期保健対策については、幅広い取り組みが必要となるため、関係者や関係機関と連携して進めていきます。

① 母子の健康維持、増進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	妊婦一般健診 (随時・個別)	全妊婦を対象に指定医療機関で、診察、尿検査、血圧測定、血色素検査、HBs 抗原検査、保健指導などを実施しています。14 回の助成を行い、府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
2	乳児一般健診 (随時・個別)	全乳児を対象に指定医療機関で、問診、診察、身体計測、保健指導などを実施しています。府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
3	乳児後期健診 (随時・個別)	9か月～1歳未満児を対象に指定医療機関で、問診、身体計測、診察、保健指導などを実施しています。府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
4	4か月児健診 (12回・集団)	4か月児を対象に、問診、診察、身体計測、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
5	1歳6か月児健診 (6回・集団)	1歳6か月～1歳8か月児を対象に、問診、身体計測、尿検査、診察、歯科診察、フッ化物塗布、むし歯予測テスト、ブラッシング指導、健康・心理・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
6	2歳児歯科健診 (6回・集団)	2歳～2歳2か月児を対象に、歯科診察、フッ化物塗布、むし歯予測テスト、ブラッシング指導、健康・心理・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
7	3歳6か月児健診 (6回・集団)	3歳6か月～3歳8か月児を対象に、問診、身体計測、尿検査、診察、歯科診察、フッ化物塗布、ブラッシング指導、健康・心理・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
8	予防接種事業	予防接種法第3条に基づき、四種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風、ポリオ）、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン、水痘、急性灰白髄炎（ポリオ）、三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、麻しん風しん混合、BCG、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種を行っています。また、25年度から、おたふくかぜワクチン接種費用の助成も行っている。	継続	健康づくり推進課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
9	母子健康手帳の交付(随時)	妊娠届により母子健康手帳や両親教室の案内状を渡します。また、その際、必ず保健師が面接を行い、妊婦の相談に応じながら、家庭での育児サポート体制の把握を行っています。	継続	健康づくり推進課
10	両親マタニティ教室「ゆりかご教室」	妊婦とその家族を対象に、ブラッシング指導、栄養指導、保健指導、赤ちゃんのお風呂の入れ方実習などを行っています。	継続	健康づくり推進課
11	妊産婦訪問・新生児訪問(随時)	保健師・助産師が、妊産婦及び新生児を持つ家庭を訪問し、保健指導などを行っています。	継続	健康づくり推進課
12	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	保健師・助産師が、生後4か月までの乳児に対し全戸訪問を行い、保健指導などを行っています。	継続	健康づくり推進課
13	訪問による相談	乳幼児とその保護者を対象に、保健師や栄養士が家庭を訪問して、健康相談・栄養相談を行っています。	継続	健康づくり推進課
14	育児相談「すくすく広場」	2か月～12か月児を対象に、親子遊び、赤ちゃん体操、身体計測、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
15	親と子のよい歯の教室「わっハッ歯教室」	1歳6か月～就学前児とその保護者を対象に、健康な歯を保つため、親子の歯科健診、フッ化物塗布、おやつのお話、ブラッシング指導などを実施しています。	継続	健康づくり推進課

② 食育の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	離乳食講習会「もぐもぐ教室」	3か月～12か月児を対象に、離乳食の進め方・与え方の講習、調理実習、試食を行っています。	継続	健康づくり推進課

③ 思春期保健対策の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	思春期保健対策	次代の親となる青少年の心と体の健康づくりは重要な課題です。性感染症、薬物問題、喫煙、飲酒を防止するための啓発活動や、過剰なダイエットなどを防止するための食育など、関係機関が連携して取り組む必要があります。また、乳幼児とのふれあいを通じて、育児への関心を高め、命の尊さを学ぶなどの体験の場を加えることも大切です。	検討	健康づくり推進課 教育課

④ 小児保健医療対策の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	小児救急医療負担金	少子化が進む状況で、小児医療体制の確立が重要な課題です。富田林医師会などに委託し、午後8時から翌朝8時まで（日曜日は午後4時から翌朝8時まで）の小児救急医療体制を整備します。	継続	健康づくり推進課

基本目標 2 子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり

施策の方向（1）男女がともに協力しあう子育ての啓発

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

また、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を行います。

① 多様な働き方や働き方の見直し

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業	男性と女性の相互理解のもと、家庭や職場、地域社会などあらゆる分野に両者が参加し、それぞれ対等な立場で能力や個性を発揮できる社会を目指して啓発活動を行っています。	継続	住民生活課
2	男女共同参画講座「男性子育て教室」	男女共同参画をめざし、子育て中の父親を対象に、子育て講演や子育て実習、実技などを中心とした「男性子育て教室」を開催しています。	継続	住民生活課 こども1ばん課

② 仕事と子育ての両立の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	両親マタニティ教室「ゆりかご教室」【再掲】	妊婦とその家族を対象に、ブラッシング指導、栄養指導、保健指導、赤ちゃんのお風呂の入れ方実習などを行っています。	継続	健康づくり推進課

施策の方向（２）支援を必要とする子どもやその親を支える環境整備

ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭に対しては、個々の家庭の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。すべての子育て家庭が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進を図ります。

① ひとり親家庭などの自立支援の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を、本町が負担しています。	継続	こども1ばん課
2	児童扶養手当	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、18歳未満の子どもを養育している対象者に支給しています。	継続	こども1ばん課
3	通常保育事業	保護者が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	こども1ばん課
4	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	就労などの都合により、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合などに、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かり、世話などをします。（町外施設に委託）	継続	こども1ばん課
5	地域就労支援事業【再掲】	厳しい雇用情勢のもと、就職困難者が増加しています。「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや、インターネットによる求人情報検索が行える場の提供などを行っています。	継続	環境・まちづくり推進課

② 障がいのある子どもの支援体制の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育てネットワーク事業 「障がいのある子どもの支援部会」(子育てネットワーク・河南)	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「障がいのある子どもの支援部会」としています。 定期的に行われるこの部会では、障がい児、者支援検討機関連携調整や就学後の支援及び相談体制の連携、ケース担当者による具体的支援の検討などを行っています。また、対応の必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。	継続	こども1ばん課
2	心身障害児通園施設運営費補助事業	心身に障がいのある児童の通園施設として、河内長野市に社会福祉法人聖徳園が運営する「しょうとく園」があり、発達に遅れのある子どもや肢体の不自由な子どもに対する保育や訓練を行っています。本町では、施設を利用するにあたり、その保育内容の充実と運営の健全化を図ることを目的として、他の南河内管内の市町村とともに、運営費の補助を行っています。	継続	こども1ばん課
3	遊びの教室「わんぱくランド」 (子育てセンター事業)	1歳6か月～未就園児を対象に、親子で遊びを体験する中で、子どもの発育・発達をうながすとともに、親に子どもとの関わり方を学んでもらう教室です。	継続	こども1ばん課
4	障がい児保育事業	保護者が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育できる環境を整えます。	継続	こども1ばん課
5	補装具の交付・修理	身体障害者手帳を交付された人を対象に、障がいのある部分を補って必要な身体機能を回復するため、車いすや義手、義足などの補装具の交付・修理を行います。	継続	高齢障がい福祉課
6	日常生活用具の給付	身体障害者手帳を交付された人で、その障がい程度が一定の等級以上の方は、必要に応じて電気式たん吸引器や拡大読書器などの生活用具の給付を受けることができます。	継続	高齢障がい福祉課
7	重度障がい者医療	身体障害者手帳(1・2級)を持っている人、療育手帳重度(A判定)に該当する人、療育手帳(B1判定)で身体障害者手帳を持っている人(ただし、生活保護を受けている人は除きます。所得制限あり)で65歳未満の方は、保険診療の範囲に限り、自己負担の一部を、本町が負担しています。	継続	高齢障がい福祉課
8	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している人に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	こども1ばん課
9	心理士による巡回相談事業 【再掲】	心理士が幼稚園・保育園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・保護者・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、保護者面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きも行っていきます。	継続	こども1ばん課

基本目標3 子育てにやさしい環境づくり

施策の方向（1）地域の子育て環境の整備

地域の中での公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から町民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、子ども子育て支援新制度のもと、利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、地域の実状に応じたきめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

① 地域における子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育て支援事業「つくしっ子広場」【再掲】	家庭や地域での「子育て機能」の低下が見られる中、地域における子育て支援の一環として、保育園で移動動物園や音楽鑑賞会など、親子で楽しめる催しを行うとともに、乳幼児の保育に関する相談や助言を行っています。	継続	中央保育園
2	しゅっぱっぱ☆くらぶ（子育てセンター事業）	保護者同士の交流や子育て情報交換のできる、親子で自由に遊べる場を提供するとともに保育士を設置し、育児の情報提供や育児相談などを行い、絵本の読み聞かせ、手遊び、リズム遊びなども行っています。 また、育児不安などを解消するため、1歳の誕生日までの乳幼児をもつ、初めて育児を経験される母親を対象として「ベビーしゅっぱっぱ」も実施しています。	継続	こども1ばん課
3	しゅっぱっぱ☆ランド（子育てセンター事業）	しゅっぱっぱ☆くらぶに参加できない親子を中心に、同内容を提供することで、地域の交流を図り、身近な地域の子育てに関する情報提供を行っています。（大宝（石川）、中、白木、河内地区で実施）	継続	こども1ばん課
4	あおぞら広場（子育てセンター事業）	夏期限定で、水遊びを中心とした遊びをたのしむ場を提供し、就学前の子どもや育児中の親同士の交流を行っています。	継続	こども1ばん課
5	子育てサークル活動助成（子育てセンター事業）	子育て中の保護者が集まり、自主サークルを結成し、子ども同士、親同士の交流や子育てに関する学習、情報交換を行っています。また、地域における子育て支援の一環として、子育てセンターにおいて、無償で、場所の提供や、遊具の貸し出しを行っています。	継続	こども1ばん課
6	子育て教室「きらきら星」(子育てセンター事業)	1歳6か月～4歳の未就園児とその保護者を対象に、保育士の指導のもと、地域ボランティア（民生委員児童委員他）の協力を得ながら、親子遊びを体験する中で、子どもとの関わり方を学び、親同士での仲間づくりを応援しています。 またここで築かれた関係が「子育てサークル」などにつながるようサポートを行っています。	継続	こども1ばん課

② 子育てに関する情報提供の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育て講習会 (子育てセンター事業)	手作りおもちゃの制作や絵本の読み聞かせなどにより、参加し、たのしみながら親子遊びのヒントをつかんでもらうための講習会を地域ボランティア(民生委員児童委員他)の協力を得て開催しています。	継続	こども1ばん課
2	講演会(子育てセンター事業)	子育て関係を専門とする講師を招き、子育てに役立つ情報発信の場として、講演会を開催しています。	継続	こども1ばん課
3	広報紙、ホームページ	子育てに関する各種の情報をわかりやすく提供しています。	継続	秘書企画課

③ 多様な保育サービスの充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	通常保育事業【再掲】	保護者が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	こども1ばん課
2	障がい児保育事業【再掲】	保護者が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育できる環境を整えます。	継続	こども1ばん課
3	病後児保育事業	病気の回復期にあるが、まだ保育所などへ行けない子どもたちを預かり保育しています。	継続	こども1ばん課 石川保育園
4	延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育を行うものです。	継続	こども1ばん課
5	一時預かり保育事業(ぼけっとルーム)	保護者の利用目的に応じて、専任保育士が一時預かり保育事業を行っています。	継続	こども1ばん課
6	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)【再掲】	就労などの都合により、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合などに、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かり、世話などをします。(町外施設に委託)	継続	こども1ばん課
7	短期入所生活援助事業(ショートステイ)	保護者が病気や疲労その他身体上、精神上、環境上の理由で家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設などにおいて短期間(1週間程度)児童を預かります。(町外施設に委託)	継続	こども1ばん課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
8	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	日中に保護者のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	拡充	こども1ばん課
9	一時預かり事業 (預かり保育)	幼稚園で、午後保育のある日の午後2時～4時まで、希望者を対象に預かり保育を行っています。	継続	こども1ばん課

④ 子どもの居場所づくりの推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)【再掲】	日中に保護者のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	拡充	こども1ばん課
2	放課後子ども教室推進事業 【再掲】	学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業で、宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	継続	教育課

⑤ 子育て支援のネットワークづくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育てサークル活動助成 【再掲】	子育て中の保護者が集まり、自主サークルを結成し、子ども同士、親同士の交流や子育てに関する学習、情報交換を行っています。また、地域における子育て支援の一環として、子育てセンターにおいて、無償で、場所の提供や、遊具の貸し出しを行っています。	継続	こども1ばん課
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)【再掲】	日中に保護者のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	拡充	こども1ばん課
3	放課後子ども教室推進事業 【再掲】	学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業で、宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	継続	教育課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
4	子育てネットワーク事業 「育児支援と健全育成部会」(子育てネットワーク・河南)	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「育児支援と健全育成部会」としています。 定期的開催されるこの部会では、子育て支援情報の交換や子育てサークルなどの運営、不登校と子どもの健全育成に係る情報交換及び関係機関の連携を行っています。また、対応の必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。	継続	こども1ばん課
5	ボランティア教室(子育てセンター事業)	子育て親子や地域の人材が、センターのボランティアスタッフとして参加していただけるよう、教室を開催しています。受講後は、センターの環境整備や育児ボランティアとしてご協力いただきます。	継続	こども1ばん課

施策の方向（２）子どもがのびのび育つ安心・安全な環境の整備

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

① 子どもの安全の確保

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	教育施設などの警備	町教育施設に、機械警備、防犯カメラを設置し、より児童、生徒などの安全を守る環境を整えます。	継続	教育課 こども1 ばん課
2	子ども110番運動の推進	「こども110番」運動は、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保することを目的として、青少年育成大阪府民会議が推進する運動です。子どもが巻き込まれる事件を未然に防ぐために、公用車に本運動のステッカーを貼り、啓発につとめています。	継続	教育課
3	青色防犯パトロール	「みんなで守ろうみんなの安全」を合言葉に、各地区においても「ブルーガード」が設立され、地域と行政が協働し、防犯啓発や子どもの下校時の安全確保及び町域の治安の向上を目的とし活動しています。	継続	危機管理室

② 子育てに配慮した地域環境の整備経済的負担の軽減

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	出生記念樹配布事業	21世紀の本町を担う子どもの誕生に敬意を表し、健やかな成長を願い、あわせて本町の豊かな自然環境を守り、育てる意識を深めていただくため、出生から配付月までに本町に居住する満1歳未満の赤ちゃんに対し、「出生記念樹」を贈呈しています。	継続	環境・まちづくり推進課
2	公園管理事業	本町には21か所の街区公園等、2か所の近隣公園、6ヘクタールに及ぶ都市公園のほか、農村公園などがあり、子どもやその保護者がのびのび遊べる空間となっています。本町では、そうした公園の適切な管理を行い、美化につとめています。	継続	地域整備課
3	ちびっこ老人憩いの広場遊具設備など整備事業	児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成を図るとともに、老人の憩いの場となるよう、地区が設置する「ちびっこ老人憩いの広場」に対して遊具設備などの整備及び維持、補修などに関して補助を行っています。	継続	こども1ばん課

③ 経済的負担の軽減

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を、本町が負担しています。	継続	こども1ばん課
2	児童扶養手当【再掲】	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、18歳未満の子どもを養育している対象者に支給しています。	継続	こども1ばん課
3	重度障がい者医療【再掲】	身体障害者手帳（1・2級）を持っている人、療育手帳重度（A判定）に該当する人、療育手帳（B1判定）で身体障害者手帳を持っている人（ただし、生活保護を受けている人は除きます。所得制限あり）で65歳未満の人は、保険診療の範囲に限り、自己負担の一部を、本町が負担しています。	継続	高齢障がい福祉課
4	特別児童扶養手当【再掲】	精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している人に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	こども1ばん課
5	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の健全な育成に寄与するため、児童を養育している人に支給しています。	継続	こども1ばん課
6	児童手当給付	次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に支給を行います。	継続	こども1ばん課

教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。



教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準

となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第1期となる本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、町全域を一つの単位とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。以下のとおり、これまでの保育所の利用要件に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること（保護者の疾病、障がい）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障がい</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

※なお、本町では保育の下限時間を64時間と設定します。

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
				120時間 以上	120時間未 満 64時間 以上	64時間 未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パート タイム 就労 (産休・育 休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD
	120時間未満 64時間以上						
	64時間未満		タイプC'				
未就労			タイプD			タイプF	

タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」の算出項目

下記の 1～10 事業については、内閣府「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」により、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業		対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園	1号認定 専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	認定こども園		
2	保育認定	認定こども園 保育所	2号認定 共働きで教育希望が強い家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定 ひとり親家庭 共働き家庭	

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
4	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ）（トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	幼稚園利用者	3～5歳
	（その他：保育所、ファミリー・サポート・センター等の利用）	すべての家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」「養育支援訪問事業等」「乳児家庭全戸訪問事業」「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」などがあります。アンケート調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国の動向や本町の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

本町には、平成 26 年 4 月現在、公立保育所が 2 園あります。通常の教育・保育に加え、延長保育、乳児保育、障がい児保育、広域入所事業など様々な保育ニーズに対応した事業を実施しています。

		平成 26 年度（4 月 1 日現在） ※幼稚園は平成 26 年度 5 月 1 日現在				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
児童数		397 人		200 人	72 人	
園児数		135 人	141 人	72 人	16 人	
園児数	幼稚園	135 人		—		
	認可保育所	—		229 人		
	認定こども園	—		—		
	認可外保育所	—		—		

【今後の方向性】

0歳～2歳においては、母親の就労状況等により保育ニーズが発生する可能性があることから、特に0歳児の育休明けのニーズに対しては柔軟に対応していく必要があります。

本町では今後も児童数の減少が見込まれることから、幼稚園の統合、3歳児保育の実施をふまえ幼稚園の利用児童数の状況をみながら、認定こども園への移行を検討していく必要があります。

2号認定の子どもの幼稚園への通園が一定数見込まれることから、当面幼稚園の預かり保育によりニーズに対応していく。併せて、認定こども園への移行を検討していく必要があります。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●●●

【平成 27 年度】

		平成 27 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		363人		186人	70人	
量の見込み		110人	20人	159人	69人	22人
確保方策 (提供量)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	270人	150人	57人	12人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	48人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
確保方策 合計		318人	150人	57人	12人	
過不足分 (確保方策—量の見込み)		188人	▲9人	▲12人	▲10人	

【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		358 人		168 人	68 人	
量の見込み		107 人	19 人	154 人	72 人	21 人
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	270 人	150 人	57 人	12 人	
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	49 人	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	13 人	6 人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
確保方策 合計		319 人	150 人	70 人	18 人	
過不足分 (確保方策—量の見込み)		193 人	▲4 人	▲2 人	▲3 人	

【平成 29 年度】

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		316 人		163 人	66 人	
量の見込み		99 人	18 人	143 人	69 人	21 人
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	270 人	150 人	57 人	12 人	
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	49 人	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	13 人	6 人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
確保方策 合計		319 人	150 人	70 人	18 人	
過不足分 (確保方策—量の見込み)		202 人	7 人	1 人	▲3 人	

【平成 30 年度】

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		297 人		158 人	65 人	
量の見込み		100 人	18 人	144 人	67 人	20 人
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	270 人		150 人	57 人	12 人
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	49 人	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	13 人	6 人	—
認可外保育施設		—	—	—	—	—
確保方策 合計		319 人		150 人	70 人	18 人
過不足分 (確保方策—量の見込み)		201 人		6 人	3 人	▲2 人

【平成 31 年度】

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		275 人		154 人	64 人	
量の見込み		101 人	18 人	145 人	67 人	20 人
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	180 人		150 人	57 人	12 人
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	49 人	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	13 人	6 人	—
認可外保育施設		—	—	—	—	—
確保方策 合計		229 人		150 人	70 人	18 人
過不足分 (確保方策—量の見込み)		110 人		▲5 人	3 人	▲2 人

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

平成 24 年度に石川保育園が開設し、2 か所で実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	—	78 人	54 人	113 人	70 人
実施箇所数	—	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

※実績値は、18 時半から 19 時までの利用者数。

【今後の方向性】

年度によって利用者数の変動がみられることから、保護者の就労状況等を踏まえながら、柔軟な受け入れ体制を確保していく必要があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	75 人	72 人	66 人	63 人	60 人
実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策	75 人	72 人	66 人	63 人	60 人
過不足 (確保方策—量の見込み)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業） ●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

本町では、放課後、下校したときに保護者などが就労などで不在となる家庭の小学校1年生から3年生の児童を対象に放課後児童クラブを開設しています。なお、定員に余裕がある場合は、4年生から6年生の児童も対象としています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者	低学年 (1～3年生)	96人	75人	78人	76人	79人
	高学年 (4～6年生)	19人	26人	25人	19人	19人
クラブ数		5クラブ	5クラブ	4クラブ	4クラブ	4クラブ

※各年度5月1日付登録者

【今後の方向性】

新しい基準を制定し、引き続き放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めていきます。見込みに対しては、既存の事業拡充を図ることでニーズに対応することができる見込みです。

また、「小学校の統廃合によって利用者数の変動も想定されることから、今後5年間の計画の中で場所・内容を検討していきます。同時にすべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (1～3年)	92人	93人	94人	86人	85人
量の見込み (4～6年)	70人	65人	64人	67人	69人
計	162人	158人	158人	153人	154人
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	153人	153人	153人	153人	153人
過不足 (確保方策-量の見込み)	▲9人	▲5人	▲5人	0人	▲1人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【今後の方向性】

現在、本町では未実施事業です。養育困難な在家庭の支援を行う制度のため、限られたニーズに対応することになります。町外の2か所の施設と契約をし供給体制を確保しています。

平成25年度は相談件数が1件あったため、支援の必要な家庭が利用できるようサービスの周知を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	26人日	25人日	23人日	22人日	20人日
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	26人日	25人日	23人日	22人日	20人日
過不足 (確保方策-量の見込み)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

未就園児の親子を対象に、子育てセンター・かなんぴあ内において、おやこ園として、子育て中の親子の交流支援の場を開設しています。こどもえほんしつや子育て教室、育児相談など多種多様な子育て支援を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	7,110 人回	8,489 人回	20,095 人回	16,711 人回	17,236 人回
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※実績値は、0歳から就学前までの子どもの「しゅっぱぽぽ」利用者数。

【今後の方向性】

子育て支援センターの子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	12,975 人回	11,961 人回	11,606 人回	11,302 人回	11,049 人回
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

現在、通常保育時間終了後に預かり保育を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	4,141 人日	3,687 人日	3,831 人日	4,582 人日	4,200 人日
実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【今後の方向性】

現在の幼稚園の供給体制で確保できる見通しです。新制度への移行とともに、円滑な事業実施が可能となるようにします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(1号認定による利用)	634 人日	625 人日	552 人日	519 人日	480 人日
量の見込み(2号認定による利用)	4,300 人日	4,173 人日	3,873 人日	3,896 人日	3,943 人日
計	4,934 人日	4,798 人日	4,425 人日	4,415 人日	4,423 人日
実施箇所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
確保方策	4,934 人日	4,798 人日	4,425 人日	4,415 人日	4,423 人日
過不足 (確保方策-量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込みの考え方(条件整理):日常的に親族に子どもをみてもらえる人を除く

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業 ●●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

子育てセンター・かなんぴあ2階の「ほけっとルーム」で、就学前児童の一時預かりを行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	682 人日	1,153 人日	1,167 人日	1,088 人日	682 人日
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【今後の方向性】

現行の一時預かり事業で確保可能と見込まれます。引き続き保護者が一時預かり保育を必要としている時に対応できるよう体制を整えるとともに、保護者の生活支援を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（在園児対象を除く一時預かり）		1,405 人日	1,332 人日	1,244 人日	1,194 人日	1,144 人日
実施箇所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保 方 策	ほけっと ル ー ム	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日
	ファミリー・サ ポ ー ト・セ ン タ ー	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過不足 （確保方策－量の見込み）		▲155 人日	▲82 人日	▲6 人日	56 人日	106 人日

※量の見込みの考え方（条件整理）：保育所の定期利用者を除く

(7) 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

小学校就学前までの子どもを対象に、平成24年度から、石川保育園の病後児室で病後児保育事業を実施しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	—	—	—	5人	6人
実施箇所数	—	—	—	1か所	1か所

【今後の方向性】

病後児保育については、供給体制は確保されています。また、病児保育については、今後のニーズを慎重に見極めながら検討していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	7人日	7人日	6人日	6人日	6人日
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	7人日	7人日	6人日	6人日	6人日
過不足 (確保方策-量の見込み)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【今後の方向性】

現在、本町では未実施事業です。今回のアンケート調査結果からニーズがみられることから、今後、周辺自治体との連携や町内でのNPO立ち上げを含め実施に向け慎重に検討を進めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確 保 方 策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過 不 足 (確保方策-量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【今後の方向性】

新制度開始時は窓口の混乱が予想されるため、当面は役場に支援にあたる専門相談員を配置し、事業を実施します。

相談員の配置場所や相談内容について今後5か年の計画の中で検討し事業の充実を図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策 (実施箇所数)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票14回分を交付し、妊婦健康診査の受診費用の助成を実施しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子手帳交付者	102人	113人	87人	82人	65人

【今後の方向性】

核家族化や女性の社会進出の増加に伴い、子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化しており、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付時やマタニティ教室等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め、子育てへの十分な準備を整えるよう支援していきます。さらに、特定妊婦に対して、妊娠11週以内の届出、妊婦健康診査の受診を周知・徹底していくとともに、妊娠から出産、子育てへと切れ目ない支援体制を確保していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	980人回	952人回	924人回	910人回	896人回
確保方策 (実施体制)	・実施場所 大阪府内の医療機関や助産所 ・実施体制 母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を配布し使用方法を説明 ・検査項目 血圧・体重測定、尿検査、HPs抗原検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査、トキソプラズマ検査等				

※推計値の考え方：年度ごとの出生数から量を見込んだ

(11) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

訪問は保健師及び助産師が実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 数	81 件	89 件	96 件	77 件	71 件

【今後の方向性】

里帰り出産等の何らかの事情を除き、全戸訪問及び出生児全戸把握に努めます。特に、育児不安や養育環境などの問題を早期に発見し、できる限り直接連絡をとり状況把握や情報提供等、継続支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値 ※	70 人	68 人	66 人	65 人	64 人
確 保 方 策 (実 施 体 制)	・実施体制：保健師・助産師 【相談内容】 ①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

※推計値の考え方：年度ごとの出生数から量を見込んだ

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

【現状】

妊娠、出産、育児に不安のある妊産婦への家庭訪問を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 件 数	1 人	4 人	8 人	9 人	5 人

【今後の方向性】

特定妊婦や出産後まもない時期の養育者、発達障がいの子どもの持つ家庭などフォローが必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等といった専門的な立場から相談支援、訪問支援を行い、育児不安の解消や負担を軽減し、虐待発生の未然防止につなげていきます。実施にあたっては、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、関係各課や要保護児童対策地域協議会等関係機関と十分な連携をとりながら出産前から子育てに至るまで切れ目のない支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
確 保 方 策 (実 施 体 制)	・実施体制：保健師の継続訪問による育児相談等の支援				

※推計値の考え方：直近の年度の乳児家庭全戸訪問事業実施数で量を見込んだ

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取組やネットワーク機関間の連携強化に関する取組を支援する事業です。

【今後の方向性】

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や児童相談所、児童家庭支援センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。

また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

今後の事業実施について検討します。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

今後の事業実施について検討します。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を検討します。

また、認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携も検討します。

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「河南町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・府等との連携

計画に掲げる取り組みについては、本町が単独で実施できるもののほか、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、府と連携し、推進するとともに、府を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



1 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 9 月 26 日	平成 25 年度 第 1 回河南町子ども・子育て会議 1 委嘱状の交付 2 会長・副会長の選出 3 議題 （1）新制度の概要説明 （2）支援事業計画の概要について （3）アンケート調査票について
平成 25 年 10 月 30 日 ～11 月 20 日	河南町子ども・子育て支援のためのアンケート調査実施 調査対象：町内に居住する就学前児童の保護者 配布 762 通 回収 439 通 回収率 57.6%
平成 26 年 3 月 7 日	平成 25 年度 第 2 回河南町子ども・子育て会議 1 アンケート調査結果について
平成 26 年 6 月 17 日	平成 26 年度 第 1 回河南町子ども・子育て会議 1 河南町子ども・子育て支援事業計画策定方針について 2 量の見込みと確保方策について 3 今後のスケジュールについて
平成 26 年 7 月 15 日	平成 26 年度 第 2 回河南町子ども・子育て会議 1 量の確保方策について 2 条例案について
平成 26 年 12 月 18 日	平成 26 年度 第 3 回河南町子ども・子育て会議 1 量の確保方策について 2 河南町子ども・子育て支援事業計画について
平成 27 年 2 月 10 日 ～2 月 27 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 3 月 12 日	平成 26 年度 第 4 回河南町子ども・子育て会議 1 河南町子ども・子育て支援事業計画について

2 河南町子ども・子育て会議規則

河南町子ども・子育て会議規則（平成25年6月21日規則第33号）

（趣旨）

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号）第3条の規定に基づき、河南町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 子育て会議は、町長の諮問に依りて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

- （1）子ども・子育て支援事業計画に関する事
- （2）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事
- （3）特定教育・保育施設に関する事
- （4）特定地域型保育事業に関する事
- （5）児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事
- （6）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（組織）

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）公募による子ども・子育て支援法（平成24年法第65号）第6条に規定する保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （4）その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

（会長）

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。

3 河南町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成25年9月1日～平成27年8月31日

選出区分		所属等	氏名	備考
子どもの保護者		幼稚園保護者（公募）	藤本 奈美	
		保育園保護者（公募）	片野 真理子	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者		しろがね幼稚園	杉分 加寿子	
		(社福)千早赤阪福祉会	向井 秋久	
		河南町立河内幼稚園	飯田 美津子	
		河南町立中央保育園	首藤 千賀子	
		桃花塾	宮本 一郎	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者		大阪千代田短期大学	山本 敏貢	会長
その他町長が必要と認める者	学童保護者	河内放課後児童クラブ	川上 英世	副会長
	事業運営者	(株)コナミスポーツ&ライフ	名村 充治	～平成26年7月14日
		(株)コナミスポーツ&ライフ	縦山 繁	平成26年7月15日～

4 用語解説 (50 音順)

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。(平成14年4月より)

注) 育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利(形成権)である。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

協働

町、市民活動を行うもの、町民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

子育てサークル

地域子育て支援センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的に集まる子育て家庭の親同士からなるグループのこと。

【さ行】

児童虐待

保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト（Neglect）、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

小規模保育

0歳～2歳児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

健やかな体

自分の体に応じた健康管理（食べ物、運動、生活習慣など）を行い、自分なりの健康を保っている状態のこと。

【た行】

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認可外保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

【は行】

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】

豊かな心

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観などのこと。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。

河南町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

編集・発行 河南町教育委員会事務局 教・育部 こども1ばん課
〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 番地の 6

電話：0721-93-2500（代表）

FAX：0721-93-7560